

第20回教育委員会会議

1 日時 令和5年12月19日（火曜日） 午後3時30分～午後4時50分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員

三村 浩也	西区担当教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
水口 裕輝	教育センター所長
村川 智和	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
稲生 優子	大学連携企画担当課長
玉置 信行	西区教育担当課長
花月 良祐	学事課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長

関谷 茂俊 首席指導主事
三嶋 賢慶 教育センター管理担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第113号	九条南小学校・九条東小学校・九条北小学校の学校再編整備計画の策定について
議案第114号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について
議案第115号	市会提出予定案件（その15）（大阪市教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案）
議案第116号	市会提出予定案件（その16）（建物の取得の一部変更について）
議案第117号	市会提出予定案件（その17）（高等学校等奨学金に係る債権の放棄）
議案第118号	職員の人事について
議案第119号	職員の人事について
報告第41号	令和6年度全国学力・学習状況調査について
報告第42号	令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

なお、議案第118号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第114号から第117号及び議案第119号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第113号「九条南小学校・九条東小学校・九条北小学校の学校再編整備計画の策定について」を上程。

三村西区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立学校活性化条例、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の規定に基づき、九条地域の三つの小学校がいずれも適正配置対象校となっていることから、学校再編整備計画案を審議いただきたい。学校適正配置の方法について、九条東小学校の校区を九条南小学校と九条北小学校にそれぞれ分けて統合する。境界を決めるに当たり、統合校までの通学距離や通学路の状況、これまでの町内における住民同士の結びつきを考慮した。登下校の見守りや学校行事など、平日頃より学校を熱心に支えていただいている地域であり、引き続き地域の方による学校へのご協力を得られるよう、通学区域を整理した。活用する学校施設及び改修等の計画について、敷地面積も考慮の上、九条南小学校、九条北小学校で必要となる校舎の増築等を行うため、設計に２カ年、工事に３カ年を見込み、学校適正配置の時期に記載のとおり、令和11年４月の予定としたい。これにより九条東小学校の在校生はそのままの学校で卒業可能である。学校再編整備後の通学路と安全対策については、７ページ及び８ページの図の黒線矢印が統合後の通学路と見込んでおり、安全対策について警察、道路管理者等との協議に着手したところであり、引き続き必要な協議を行っている。各々の小学校の推計について、１、九条東小学校は全学年単学級で、現在65人と市内で２番目に少ない小学校で、次年度は複式学級による編制が避けられない状況である。２、九条南小学校、３、九条北小学校ともに、今の０歳児が１年生になる令和11年度時点では、12学級を下回る見込みである。４、学校再編整備後の小学校の児童数、学級数見込みについて、この統合案については九条南小学校との統合校、九条北小学校との統合校ともに12学級を見込んでいる。その他として、今般、再編整備計画案を作成するに当たり、令和２年度より地域の地域団体やPTAと話し合いを重ね、計画案についてご意見を聴取し、地域住民を対象とした説明会を３回実施してきたところである。本議案をご承認いただけたら、計画の公表及び保護者、地域住民の方々をメンバーとする学校適正配置検討会議や、廃校後の九条東小学校の校地活用検討会議を開催し、ご意見を頂戴しながら、よりよい計画の実施に向けて進めたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 2点ほど確認をしたいのですけれども、5ページのところに、学校再編後ということで令和11年度の児童数の記載がありますけれども、令和11年度以降も、この12学級は確保できるかどうかという確認が一つと、もう一つ、これまで地域場で話し合いがあったということですのでけれども、その中で一番大きな地域の意見というのは、どういうものがあっただけ教えていただければありがたいです。

【玉置西区教育担当課長】 まず1点目の令和11年度、それ以降の学級数の見込みについて、私ども区役所といたしましては、この12学級というのは引き続き推移していくものと思っております。また令和12年度以降の新1年生は現時点では生まれてはいない状況でございますけれども、私どもとしてはこの再編を機に、大阪市におけます再編のインセンティブ予算を活用いたしまして、魅力ある学校作りに努めてまいりたいと考えておりますし、西区は、東のほうの地域が今現在中心ですけれども、かつては子どもの数がすごく少ない状況がございましたけれども、あっという間にマンション等が建って、子どもの数が増えていったというような状況等もございます。私どもとしては、引き続きこの12学級という見込みで考えているところでございます。

【多田教育長】 もう一つの地域の方々の意見はどうだったのでしょうか。

【玉置西区教育担当課長】 地域の方からの意見でございますけれども、やむを得ないというご意見もございましたが、一番大きなといいますか、複数寄せられたご質問といたしましては、今回統合という案ではありますが、校区の変更というものが可能にできないかというご質問が多かったところでございます。それにつきましては、今現在、西区では隣の小学校を選べる学校選択制を採用している状況でございますけれども、隣の地域から九条東小学校を選んでいるというケースが現状ほとんど少ないような状況でございます。この校区の変更をしたとしても、抜本的な改善には至らず、適正規模とされております12学級にまで達するという状況にはないと考えておりまして、今ご提案しております、統廃合が現状取り得るべき最善の策であると考えている旨、申しあげたところでございます。

【森末委員】 今回の再編の案については賛成なのですけれども、少しお伺いしたいのは、九条東小学校は現時点で複式学級になっているということですね。ただ令和5年度で見ますと5学級となっていますが、そうすると3年生が少ないので3年生とどこかの学年かで複式学級になっているのでしょうか。

【玉置西区教育担当課長】 令和5年度ですね、学級編制の統計上は3年生と4年生

において複式学級となっているところではございますけれども、今は実は教員の加配ということで、事務局のほうに要望して、複式学級の授業形態には現状としてはならないようにご配慮いただいている状況でございます。

【森末委員】 とすると、令和5年度も、あるいはさかのぼって令和4年度も、要するに各学年に一つのクラスは作っていると、加配によって。こういうことなのですね。

【玉置西区教育担当課長】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【森末委員】 この再編が終わるまでも同じような形で加配の予定、それはそちらに聞いてもわからないかもしれませんが、そのような感じで今思っているのでしょうか。

【玉置西区教育担当課長】 今委員からご指摘がございましたように、統合に伴う再編整備のインセンティブの予算を活用いたしまして、今、きめ細やかな教育が行われております九条東小学校については、引き続き教員の加配等も行っていきながら、今いらっしゃる在校生の方にも十分にケアをしながら、円滑に統合してまいりたいと考えております。

【森末委員】 わかりました。ありがとうございます。

【赤木委員】 ちょっと質問なのですが、統合に当たって、統合を円滑に進めるためというところで、各学校においてこれまで培ってきた取組、文化等というのがあるのですが、これは具体的にどういったものを想定しているのでしょうか。公立の小学校ということで、独自にやっているというのはどういったものがここで考えられるのでしょうか。具体的に分かったら教えてください。

【玉置西区教育担当課長】 例えばということで申し上げますと、今最も児童数の少ない九条東小学校におきましては、少人数であるということを逆に活かしまして、各学年だけで教育活動を完結させるということではなくて、隣り合う学年でありますとか、上級生の学年が下級生とともに一緒に同じ時間の授業を使って触れ合ったり活動し合ったりするという、縦割り班と申しておりますけれども、そういった縦割りの教育活動を結構頻繁に行っているという特徴がございますし、それぞれの小学校においても、そういう独自で取り組んでいることがありましたり、ほかに音楽に関して、近隣の小学校や、この九条地域の小学校を含めて、一緒に合同の発表会というのを行ったりと、そういったような状況でございます。

【赤木委員】 それをできたら続けていくということですね。分かりました。ありがとうございます。

【多田教育長】 今回の適正配置につきましても、3校を2校にというようなことで、

これまでも地域の方々、保護者の皆様方ともいろいろなご意見を交わして、今回の案ができ、今日、こういった形で議論が進められたということでございます。環境も変わりますので、これからも教育委員会としっかりと力を合わせて進めていきたいと思っております。また検討会議などで、いろいろなご意見が出てくるかと思いますので、そのところも方向性を地域の方々としっかり意見を調整しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第41号「令和6年度全国学力・学習状況調査について」を上程

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

文部科学省が実施する令和6年度全国学力・学習状況調査については、文部科学省の実施要領等に沿い、次のとおり参加をしたい。調査実施日については、令和6年4月18日木曜日となっている。後日実施となった場合については、全体の集計には含まれないが、採点及び調査結果の提供は行われる。調査対象については、小学校第6学年及び義務教育学校前期課程の第6学年で、分校を含む全284校、中学校は第3学年及び義務教育学校後期課程の第3学年で、分校を含め全131校である。来年度の調査内容については、小学校では教科に関する調査として、国語と算数、中学校では国語と数学が実施される。続いて、令和6年度については、本体調査に加えて、経年変化分析調査がある。こちらは、文部科学省が調査対象を抽出する形で実施する調査である。調査内容については、国語、算数、数学に加え、中学校のみ英語があり、抽出された1校につき、いずれか1教科を実施するというになっている。抽出校は、学校規模等に応じて、バランスよく調査対象校として抽出をされているというところである。さらにこの経年変化分析調査に関連して、その対象校においては、保護者に対する調査がある。こちらについても、経年変化分析調査を実施する学校の保護者を対象に実施する調査になっている。この経年変化分析調査及び保護者に対する調査の調査結果については、個々の児童生徒、学校、また教育委員会に対しての結果の返却は行われぬ。文部科学省として、全国的な学力の推移を報告書としてまとめてホームページ上で公表するというような予定になっている。

報告第42号「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調

査結果について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

文部科学省より本調査の結果が公表されたことに伴い、本市の結果及びこれまでの取組についてご報告申しあげる。資料2ページは、全国、大阪府、大阪市の小中学校別に3年間の比較と、暴力行為発生件数といじめ認知件数は1,000人当たりの比率、不登校児童生徒数は、在籍比率を百分率にしてお示ししている。暴力行為発生件数については、令和4年度は令和3年度と比べて増加しているが、これは、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の対策に伴う制限があったが、令和4年度は、様々な活動が再開されたことに伴い、接触機会が増加したことが一因であると考えている。いじめの認知件数については、令和4年度は小中学校ともに、令和3年度と比べて増加している。本市では、文部科学省が求めている、軽微ないじめも見逃さない積極的な認知に取り組んでいることから、本市教職員のいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと等も影響したと認識している。また併せて、先ほどの暴力行為件数と同様にコロナの制限が解除され、活動が再開されたことにより、児童生徒同士の接触機会が増加したこともその一因であると考えている。不登校児童生徒数の在籍比率については、小学校では全国よりも低くなっているものの、不登校児童生徒数は年々増加しており、引き続き小中学校ともに支援を進めていく必要があると認識している。

次に、関係する資料について、資料3ページは、暴力行為発生件数に係り、教育振興基本計画に掲げる指標項目のうち、学校の決まり、規則を守っていますかという問いに対する回答状況である。肯定的な回答をしている児童生徒の割合が、小中学校ともに徐々に増加しており、学校生活における規範意識の醸成につながっていることがうかがえる。児童生徒の規範意識が高まっている結果が見られるのは、本市で取り組んでいる、学校安心ルールの基本的な約束ごとの一つにルールを守ることがある。その内容が各学校での学校安心ルールを活用した取組の推進につながっており、それが一因ではないかと考えている。続いて4ページは、令和元年度以降におけるいじめの発見のきっかけについて示している。小中学校ともに、教職員等が発見している割合が、いずれの年も全国を上回っている。要因としては、全教職員に対して実施したeラーニング研修や振り返りチェックシートによる教職員が積極的ないじめの認知に努めたこと、また、さらに一人一台端末を活用したいじめアンケートの実施による効果があったのではないかと考えているところである。また、小中学校合わせた認知件数のうち89.4%は、いじめの現在の状況についての項目で

解消していると報告されており、残りについても取組の最中であると確認をしている。続いて、資料5ページは、不登校対策に関する資料となる。まず現状のグラフのとおり、本市の不登校児童生徒数は、全国と同様、年々増加傾向にある。小中学校ともに在籍者に占める不登校児童生徒の割合は高くなってきているという状況である。令和4年度に策定した、教育振興基本計画における不登校対策に関する二つの施策の目標数値と、その調査結果による現状値になる。資料の中ほどの左側の表については、一つ目の目標である、不登校児童生徒の在籍比率の対全国比となっている。小学校の令和4年度における現状値では0.97と目標値を達成しているものの、不登校児童生徒数は、先ほどもご報告申しあげたとおり、全体的には増加しているということから、引き続き小中学校ともに不登校対策に関する取組が必要であると認識している。二つ目の目標、前年度不登校児童生徒の改善の割合についての現状値については、小学校では31.6%、中学校では24.4%となっている。なお、この改善ということについては、表の右側に記載している1から3のいずれかの状態である。それに当てはまる状態ということで報告している。学校が考える改善につながった主な要因については、スクールカウンセラーや別室指導等、学校内での支援が小中学校ともに最も高く、次いで、教育支援センターやサテライト事業、区事業等、学校外の支援、またさらにICTの活用による支援となっている。続いて、資料6ページは、本市の不登校対策について、児童生徒の登校状況に応じて三つの取組に分けてお示ししている。まず1次の取組として、魅力あるよりよい学校作りの実現に向けて、学校が主体となって進めることとし、2次の取組としては、早期発見、早期対応として、予兆への対応を含めた初期段階からの早期支援を進めており、学校による家庭訪問の実施、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を含む組織的な計画的支援の実施などに加え、文部科学省が配置促進を示している校内教育支援センターの設置の検討も行っていきたいと考えている。また3次の取組としては、これに応じた支援として、多様な教育機会の確保に関する取組を進めており、学習者用端末による自宅学習、または教育支援センターなどの学校外の関係機関との連携などのほか、新たに学びの多様化学校として開設を予定している心和中学校の取組も、この後進めてまいりたいと考えている。また全般を通じて、スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの派遣、スクールロイヤーの活用、SNS相談窓口の設置などの取組を、心和中学校に併設される登校支援室における対策も含めて、進めてまいりたいと考えている。7ページは、本市の不登校対策の中で、多様な学びの場の確保として、教育委員会で進めている取組をまとめている。資料上段右は、教育支援センタ

一であるが、令和2年度に1か所、また令和3年度から3か所で運営している。本センターでは、資料記載の内容を目的とした支援として、このような形で対応を進めているが、支援の実績としては、直近の中身を吹き出しのとおりお示ししている。令和5年度は、11月22日の時点で337名が登録をさせていただいているということで、年々増加している状況である。また資料の左側と下側については、来年度から開設される心和中中学校またはそこに併設される登校支援室の内容をお示ししている。特に心和中中学校については、現在、入学、転入を希望する方への面接を生徒及び保護者のお一人お一人に実施しているところであって、今後の予定としては、1月末に転入者を決定の上、在籍中学校を通じて通知し、3月中にはその説明を改めて行うという予定になっている。また下段の心和中中学校に併設する登校支援室なごみでは、今後不登校対策にかかるコントロールタワーとして、児童生徒や保護者、また学校からの相談対応等を行い、様々な支援につなげてまいりたいと考えている。最後の8ページは、これまで本市で行ってきた不登校の対策に関する内容を一覧としてまとめている。今後も様々な課題がある中で、引き続き子どもたちが安心して安全な教育を推進できるような様々な取組の充実に努めてまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 お伺いしたいのですが、不登校数の不登校の定義は、どういうふうなことになりますか。

【大西指導部長】 病気や経済的な理由等を除く、いわゆる欠席日数が年間で30日以上ということで、統計上はそういう整理をしております。

【森末委員】 不登校数の欄の令和4年度を見ますと、大阪市が小学校で1.65と、中学校で8.62となっていますが、これは要するに分母を生徒数にして、不登校の生徒を分子にして割ったということですね。

【大西指導部長】 はい。

【森末委員】 そうすると、1.65というと大体60人に一人ぐらいですね。中学校は11人か12人に一人、そんな感じですね。かなり多いなという感じがしますね。今度は5ページのほうで、目標として、不登校児童数の在籍比率と対全国比となっていて、現状は令和3年度小学校が1.13、令和4年度が0.97となっていて、それで令和7年度が目標1.0となっていて、これを1.0にされた理由は何かあるのでしょうか。今現状0.97なので、0.96にするとか、普通はそうなると思うのですが、あえてこうされた理由は何かありますか。

【大西指導部長】 こちらにつきましては、令和4年度から実施しております教育振興基本計画を策定する段階で1.0ということで目標を掲げておりまして、それが令和4年度に達成しておるということで、また改めて見直す必要があるようでしたら、検討していきたいと考えております。

【森末委員】 これは、教育振興基本計画の策定時に目標にしていた数値を写しているだけであって、今後これを目標にするという趣旨ではないですね。令和7年度はね。

【大西指導部長】 はい。

【森末委員】 分かりました。

【平井委員】 不登校については全国で29万人ですか、増えています。不登校児童・生徒への学びの保障を考えた場合、ICTを活用して個別最適な学びを提供することによって自己調整学習を可能にすることが考えられます。もう一つは、自学自習できない児童・生徒については保護者も悩んでいるはずです。この場合、対生徒だけでなく、対保護者という視点でのフォローもあると思います。カウンセラーなど、専門家を導入することも一案です。保護者に対してどのようなアドバイスをしていくかも重要な要素ではないでしょうか。さらに、不登校症状に対する未然防止や早期発見は、経験の浅い先生には研修を通して十分な情報を与えてあげてほしいと思います。ポイントは、トップダウン型のレクチャーではなく、OJTにつながるように事例をたくさん出して、そこからどのように対応していったらよいかなど、実践的なものにすることが必要があるように思います。

【大西指導部長】 ありがとうございます。保護者への支援、また若手教員を中心とした未然防止、早期発見に係る研修の充実につきましては、改めて登校支援室での取組も含めまして、研究を深めて、続けてまいりたいと考えております。

【異委員】 まず1点質問なのですが、いじめの認知件数のところで、比率100人当たり、小学生に対して、中学生においては本市はかなり認知数が少ないといえますか、全国や大阪府と比べてもそうなのですか、これは何か原因があるのでしょうか。小学生までは割と結構認知数があって、比較するものでもないのかもしれませんが、この数字から見て、大阪府や全国に比べてしっかり認知はできているように感じます。一方で、中学生に関しては結構認知数が少ないのですよね。何か考えられることがあったら教えてください。

【関谷首席指導主事】 まずいじめの定義をはじめとしまして、積極的に認知をすること等につきましては、小中学校両方とも同じように調査はさせていただいております。

ただ、その中で、こういった結果になっているところについての具体的な内容については、把握はまだできておりませんが、発達の段階で、小学校で丁寧に行っている結果、中学校の数値との差があるということも推測できますし、中学校のほうに要因があるのかどうかも含めて、今後また引き続き検討はしていきたいと思っております。

【異委員】 全体的に大阪府や全国も少なかったらいいのですが、大阪市では極端に少なかったのではかなというふうに思って質問させていただきました。ほかに、不登校のところですけど、本当に年々人数が増えて行って、本市だけではないのですが、恐らくこれからも減っていくとは考えられなくて、このペースでもしかしたら増えていくことも考えないといけないのかなと思っています。それで、不登校の対策としまして、本市の対策として、心和中学校や教育支援センター、そして、なごみという登校支援室、国としてもですけど、本市としてもサポート体制が少しずつ充実してきているのかなと思います。恐らくこういう心和中学校や教育支援センター、なごみに行けている生徒は大分勇気を出して一歩前向きに踏み出している生徒なのかなと思います。ここにも、支援センターの実績として、令和5年で337名とか、心和中学校は今現在申し込みが20数人とおっしゃっていましたかね。なごみはまだできていないと思うのですが、この本市の不登校の数からいいますと本当に一部の方かなと思います。それ以外の方は、いろいろな理由があると思いますが、よく上位にくるのが、本当に無気力、もう何にもしたくない、どこにも行きたくないという方、その数が多分圧倒的に多いと思うのですが、その児童生徒に対してのアプローチといいますか、そこも強化というか、検討していかないと改善には大きくつながっていかないのかなというふうには感じました。小学校より中学校のほうで圧倒的に不登校の数も多いということで、継続した数にプラスして新規の数が増えてきているので、やはり不登校に一度なったら、なかなか復帰の一歩というところも少し厳しいのかなというのは、この数字を見て感じました。もう1点、不登校対策の2次のところで、3日連続で欠席したら児童生徒への家庭訪問の徹底とありますよね。これは原則担任の先生が行うものなののでしょうか。これだけ数が増えてくると、担任の先生が3日連続して欠席した生徒を家庭訪問するとしたら、対応もすごく様々で、やっていただけるのは保護者としてはすごくありがたくて、手厚くしてもらえとは思っているのですが、現実的なところでどうなのかというのは少し感じました。その辺りはいかがですか。

【大西指導部長】 まず1点目の様々な数が増えている子どもたちへの対応ということとでいいますと、心和中学校やこの登校支援室だけでなかなか全てが賄えるというように

状況ではないと思いますが、今後、ここにも少し申しあげましたが、校内の教育支援センターの充実というの、国のほうでも方向性を示しておりますので、そういったところの環境整備をしていく中で、各学校でまずそういった声掛けなりができるような、そういった体制の充実も進めてまいりたいと考えております。また2次のこの取組でございますが、3日連続欠席というところについては、特に早期ですね、当初、そういったことが傾向として出てきた子どもたちには、家庭への働きかけも含めて必要であると考えておりますので、教員の負担とのバランスもございますが、特に休み始めというところについては、手厚く対応していく必要があるのかなと考えております。そういったことを校内で、担任だけではなく、学校全体組織的に体制を作ることができるような支援を、各学校で進められるように、我々も学校に対して支援をしていけたらと考えております。

【赤木委員】 私も3次の個に応じた支援ということで、これまでとは違って、どうしても学校に来ないといけないという対応ではなくて、心和中学校であるとか支援センターであるとか支援室であるとかで支援をしているのですけれども、私は大学で学生を教えておりまして、大学生でもやはり大学に来られなくなる学生がいます。コロナになってオンラインの授業、同時双方向やオンデマンドなどがあって、それなら受けられるという学生がいますが、それが終わって、全部対面になると来られない。だからオンラインでしてほしいという要望があったのですが、私のスキルのなさというか、オンラインならオンライン、オンデマンドならオンデマンドでならできるのですけれども、対面しながらZOOMでつないでというのは、とても一人ではできません。それと録画してほしいと言われても、どちらに向いてするのがいいのかとか、一人ではとてもできません。でもこれからもしかして、不登校の子が授業にZOOMで参加したいとか、とりあえず画面は消して顔を出さないで、少し聞いているだけとか、そういう場を提供したら、何か関わっているという感じになるのではないかなと。切れるということではなくて、それに関わって、学習の学びの保障を、先生一人では無理ですけど、スペシャルサポートルームというところがオンラインで参加することができ、全部の授業とか、機器や先生のスキルもありますが、そういうことも少し検討していったらどうかなと思います。コロナのときにオンラインだから、これまで大学に来られていなかったけれども、たくさんの単位を取って卒業できた学生もいた。これだけ不登校の児童生徒が多いと、外部のセンターだけではやはり対応できなくて、個々の学校が対応したほうがいいのではないかなと思いました。いろいろ機器であるとか、サポートする人とか、そういう人員とスキルのアップがいりますが、少し検討していただ

きたいと思いました。

【大西指導部長】 ありがとうございます。委員がおっしゃってくださった形態につきましては、各学校が試行的な方法で、コロナの時期も含めて、家庭と教室を結んでといいますか、どちらかというと一方通行のようなものが多いように思うのですが、家庭や学校によっては校内の支援センターに来た、別の教室に行っている子ともつながってというようなことは試行的にやっていますが、それがどう効果的に活用できているのか、どのようにしていくべきかということも、今後、研究をおこない充実に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

議案第114号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の諮問について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度よりいじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、初動調査実施後に、当該児童生徒及び保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会に対し諮問を行い、詳細調査を実施する仕組みとしている。今般、大阪市立学校の児童生徒の事案に関して、当該児童生徒保護者より詳細調査の実施の希望があったが、事案の経過を踏まえると、詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くと認める事情はないものと考えている。次に、諮問内容について、調査審議の範囲として、ア、本事案に係る事実関係の調査、イ、本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、ウ、調査結果に基づく是正、エ、発生防止のために必要な措置の検討とした上で、第三者委員会に意見を取りまとめた報告書により、教育委員会宛てに答申を求める内容で諮問を行う予定としている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第115号「市会提出予定案件（その15）」及び議案第116号「市会提出予定案件（その16）」を一括して上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず議案第115号の大阪市教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条

例案についてご説明申しあげる。改正の理由について、大阪市総合教育センターの開設に伴う設置条例の改正については、昨年12月の教育委員会会議で審議をいただき、翌年2月の市会において改正条例が可決されているところである。この間、関連規則等の整備を進めていたところ、1の記載について誤りが判明したので、速やかにこれを正してまいりたいと考えている。改正の内容について、改正条例に規定されている大阪市総合教育センターの位置の表記を、大阪市天王寺区南河堀町4丁目から大阪市天王寺区南河堀町に改める。施行日は、公布の日としている。

続いて、議案第116号の市会提出予定案件（その16）建物の取得の一部変更についてご説明を申しあげる。大阪市総合教育センターの設置に際し、大阪教育大学と協定を結び、大阪市部分を含めた建物全体の設計や工事の契約、行政上の手続、監督及び検査といった事務は、大阪教育大学が行うこととするとともに、大阪市から大阪教育大学に対して分担金を支払うこととしている。昨年度、この協定に基づいて、大阪教育大学が工事業者を通じて、建設する10階建て建物のうち、大阪市の所有となる6階から10階部分を取得するため、大阪教育大学との間で建物の所有権に関する契約を締結し、財産条例の規定に基づき、財産の取得の議案として教育委員会会議でご審議をいただき、令和5年2月に市会で可決されたところである。工事の進捗に当たり、議決事項のうち、契約金額等に変更が生じるため、変更の議案を上程してまいる。所在地については、先ほどご説明申しあげた、大阪市教育センター条例の一部改正に合わせて変更を行うものである。契約金額については、建設工事費が約4,500万円増額することとなったため変更を行うものである。なお、変更後の契約金額14億2,411万1,502円については、今後まだ残っている入札等により変わる見込みであるため、本日のところは概算としているが、確定額をもって市会へ上程をしてまいる。なお、大きな金額の変更はないと見込んでいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 金額がまだ完全に決まっていないとのことですが、その段階でこういうふうに一般的に議案として教育委員会でこれをするということが許されるかどうか少し分からないのですけれど、その辺りはどうなのですか。

【松浦政策推進担当部長】 一応そこを含みおきいただいてご承認をいただければと考えております。決裁手続の関係がございますので。やり方としては教育長の急施専決処分で先に決めておいて、後でご承認いただくというやり方もございますが、そこはもう金

額としては概ね固まっているかなというところで、今回のようなお諮り方をさせていただいたというところでございます。

【森末委員】 実際上の問題は多分ないのでしょうけれど、理屈的にどうなのかというところをお聞きしたのですけれど。その理屈がこの根拠でということではないのですね。分かりました。

【多田教育長】 過去にこのような例とかはあるのでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 例えば議案を上程させていただいたときに、修正の意見をいただいて、ではその修正を見込んで議決をいたしましょうというようなことは、多々させていただいているかと思いますので、本件はそれに似たものになるのかなと考えております。

【森末委員】 例えば、これが大幅に金額が変わるとね、議決の意味がなくなるということがあって、法律的にぎりぎり言い出すと、多分疑義があるのですよね。とは言いながらですね、入札で変わるというのは、これから大阪教育大学で入札をして決めて、その額で割合によってこの金額が変わるという意味ですね。

【奥田企画担当課長代理】 はい、放送設備が残っております。放送設備につきましては、大教大と大阪市の共有になりますので、大教大が一括発注しまして、大阪市は持ち分の割合に応じて、分担金を支払うということになります。

【森末委員】 はい。そんなに細かいことを言うのはどうかと思うので、皆さんがよいなら構いませんが、法律的にはちょっとね、どうかなと。少し何かハードルがあるよねという気はしますけどね。

【多田教育長】 これは、市会への提出の際には金額は固まっているということですね。

【松浦政策推進担当部長】 はい。

【多田教育長】 そうしましたら、議案ですので何をもって大幅に変わったのかというのはなかなか難しいところがあるかと思いますが、金額については、一旦固まった時点でまたご報告をさせていただきますので、それでいいのかどうかといったことも、その場でまたご意見をいただけたらと思います。

【森末委員】 今気付いたところで申し訳ないですけど、それはもうお任せします。皆さんの考えに従いますが、法律的にいうと少しおかしいような感じがしますね。

【大竹委員】 では変更の契約予定金額というふうにするとやはりまずいのですか。

いずれにしても、契約をするときは、予定金額ですよね、入札をする前は。もしこれはもうすでに契約金額、まだ入札が終わっているのか終わっていないのか少しどちらかよく分からないのですけれども、終わっているとしたらあとはそれに対して総額という話ですから、というような理解をしていたものですから。入札をしていなければ予定金額ですよね、全て契約金額と書いてありますが、予定金額ですよね、いずれにしても。

【松浦政策推進担当部長】 市会にかかる議案を、これで上程して良いですかということをお諮りしているのですけれども、市会につきましては、もう契約が終わった後の確定金額で議案として提出をいたしますので、形としては予定金額ではなくて、契約金額ということになります。

【大竹委員】 入札はいつなのですか。

【奥田企画担当課長代理】 12月25日になります。

【大竹委員】 では本当は12月の末にかければ問題はない話なのですね。

【松浦政策推進担当部長】 そうですね。

【多田教育長】 あくまでも予定にはなるのですけれども、市会の上程議案の議案書をこの場で審査いただくという趣旨でいいますと、文言はこの表現になるのかなとは思いますが。本日のところは予定という理解で、確定すれば契約金額に修正するということを決議をいただくということをご了承いただけるようでございましたら、そのこのところはこういうことで進めさせていただければ。

【森末委員】 そういう問題があるということだけ指摘させていただきます。

【多田教育長】 恐れ入ります。そうしましたら、今申しあげたようなことで、金額が確定次第、またご報告を入れさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、議案第115号は原案どおり可決、議案第116号は契約締結後の確定金額に修正することを含めて可決。

議案第117号「市会提出予定案件（その17）」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

高等学校等奨学金については、国の同和対策事業の一環として、昭和62年以降、奨学金の貸与により、高等学校等への進学を奨励し、教育の機会均等と人材の育成を図るために

実施してきた。平成13年度末に、同和対策事業の根拠法が期限切れを迎えたことに伴い、貸与事業そのものは終了し、現在は返還金に係る債権管理に取り組んでいるところである。債務者のうち破産による免責決定を受けたことにより、法的に徴収不可能となった債権については、平成28年度より債権放棄手続を行っている。令和5年度についても、令和6年2月3日市会において、2件の債権放棄を議案として上程する予定である。個々の債務者の詳細について、3、放棄する債権の額の表に掲げる債務者については以下のとおりである。1の債務者については、昨年11月に破産による免責に至ったため、未返還の元本66万3,400円及びこれに対する遅延利息について債権放棄を行う。2の債務者については、本年9月に破産による免責に至ったため、未返還の元本18万6,125円について債権放棄を行う。また議案を上程するに当たり、公表による二次被害を防止するため、債務者の住所及び氏名については、昨年同様、掲載しないこととしている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第118号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は中学校の講師、処分内容は懲戒処分として減給1月とする。事実の概要について、当該講師は令和5年7月、自身が顧問を務めていたラグビー部の練習において、関係生徒へ予告せずにタックルをし、安全面での配慮に欠ける指導を行ったというものである。関係生徒へのタックルの様子を見ていた3年生の部員から、学級担任に対して本件事案に関する相談を受け、校長が確認をしたところ、当該講師はその行為を認めた。校長がラグビー部員に体罰暴力行為等に関するアンケートを実施したところ、さらに暴言があったとの回答を得たため、教育委員会による聞き取りを行ったところ、当該講師は暴言及び暴力行為を認めたもの。当該講師は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 質問ですが、今、顧問を勤められているということですがけれども、当該講師はラグビーの経験者でしたのでしょうか。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 ラグビーの経験があるということでございます。

【異委員】 経験があるということなのですね。なぜ質問したかといいますと、安全面に配慮した指導というのは、結構未経験の方は見よう見まねで指導することが多いので、経験者でこういった安全面の配慮は、ラグビーというタックルなどがある危険な競技なので、より勉強というか、研修して行わなければいけないのかなと思いました。私が危惧したことは、やはり暴言で、殺すぞとか、死ねとか、こういった発言は恐らく一回ではないだろうと、複数回出ると思うのですけれど、顧問もスタッフも3名体制ということなので、生徒からのアンケートでしか分からなかったのかなというのが、すごく残念に思います。身近な教職員だったらきっと耳にすることもあるだろうし、3名体制で、やはり少しあれと思う時に、初期対応として注意をしたり、お互いもう少し早い段階でできなかったのかなと。その方だけではなくて、やはりその周りの先生方、教職員も注意できる環境であったりとか、お互いもう少し気を付けてできなかったのかなというのが、すごく残念ですね。やはりこういった、特に暴言、殺すぞ、死ねとかはあり得ないので、教員としてそういった発言はね。誰かが発した段階で、みんながこう注意できるような、そういう環境になってほしいと思います。この方は二回以上ということですので、減給だけではなくて、しっかり自覚をしてもらって、復帰するのであれば、相当な研修とか、その辺りをしっかり組んでもらいたいと思いました。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 暴言に周りの教員もあるいは学校として気付くことがあったのではないかという点につきましては、この間やはり暴言、指導力不足というのか分かりませんが、こういう暴言の例が増えておりますので、そういったことを繰り返し、不適切な指導に当たるということを学校に伝え続けるとともに、気付いたときにはそれを注意する、そこも含めて注意喚起をしっかりとしまいたいと思います。

【上原教務部長】 少し補足させていただきますけれども、今年度から2か年でプロジェクトチームを立ち上げて、サービス規律と、人材育成手法の検証ということで取り組んでおりまして、そういった中でもやはり高圧的な指導ですとか、体罰を許さない校内の風土作りですとか、そういった事案を、ケーススタディーでしっかりと学校現場でその校内状況を見て、研修に取り組んでいただけるような研修素材の提供ですとか、そういったことを今検討しておるところでございます。そういったことも含めて、しっかり教職員の人権意識を高めながら、寄り添った指導を行えるように変えていけたらと考えております。

【異委員】 ぜひ全員の教職員、講師の先生とか非常勤の先生とか産休の代理の先生とかも含めて、皆さんに共有していただければうれしいと思います。お願いします。

【平井委員】 教師がそれぞれのキャリアの中で形成されてきた独自の指導法から抜け切れず、トラブルになるケースが見受けられます。研修を通じて、未然防止をしていく必要があるのですが、組織的なマネジメントを展開していかなければ全体が変わらないと思います。この事案は、大阪市だけではなく、どこにでも起きうるものですから、制度設計の中では是正していくのがベストなのではないでしょうか。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第119号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

成南中学校長が休職となるため、その後任人事として、成南中学校副校長の松本桂を昇任により充ててまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
